

奈良県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年七月三十日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線 名 高野辻堂線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
4	五條市大塔町清水	前	六・〇	八七一・六	
3	一七七番一先から		二〇・二		
7	五條市大塔町清水 一八九番先まで	後	四・四 一四・二	八七一・六	